

鳥取県告示第193号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、県道の区域を次のように決定したので、同項の規定により告示する。

その関係図面は、平成22年3月31日から2週間鳥取県県土整備部道路企画課（鳥取市東町一丁目220）において一般の縦覧に供する。

平成22年3月31日

鳥取県知事 平 井 伸 治

路線名	区 間	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
郡家国府線	鳥取市国府町中河原字屋敷島108-2地先から同市国府町新井字 船山島548-2地先まで	7.0~39.6	482.0
米子広瀬線	米子市末広町296地先から同市目久美町270地先まで	17.6~55.9	810.0
上地中河原線	鳥取市国府町中河原字坂ノ上395-1地先から同市国府町中河原 字屋敷島108-3地先まで	5.0~14.5	722.0